

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和3年 3月23日

静岡県知事 川勝平太 殿

静岡県磐田市中泉 281-1
磐田商工会議所
会頭 鈴木 裕司

静岡県磐田市弥藤太島 515-1
磐田市商工会
会長 三ツ谷 金秋

静岡県磐田市国府台 3-1
磐田市
市長 渡部 修

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：磐田商工会議所 廣岡智彦 磐田市商工会 河村裕史

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 地域の概要・立地

磐田市は、日本のほぼ中央である静岡県西部に位置している。天竜川東岸の平野部と磐田原台地からなり、南は太平洋に面している。面積は 163.45 平方キロメートル、東西約 11.5 km、南北 27.1 km と南北に細長い形状であり、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた地である。

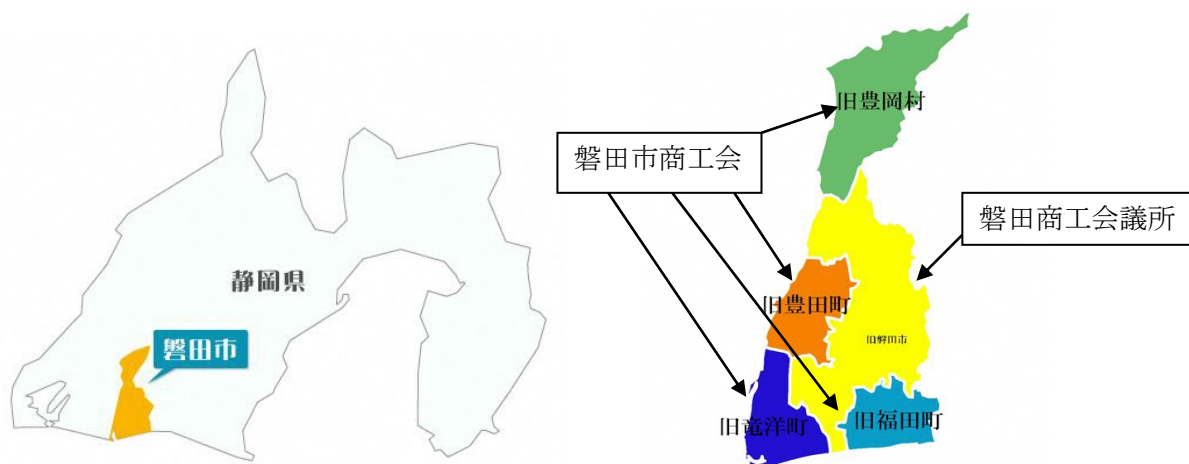
市内には古墳が 900 基程見つかり、奈良時代には国分寺がおかれ、遠江の国（静岡県西部地区の旧国名）の中心的なまちとして栄えてきた。江戸時代には東海道宿場町の 28 番目の宿「見付宿」がおかれ、東西の交流の拠点として賑わった。現在も、東海道本線、国道 1 号線、東名・新東名高速道路が通っており、東西を結ぶ交通の要衝であり、輸送用機器を中心とした製造業が盛んな地域である。また、温暖な気候に恵まれているため、水稲・茶・メロン・野菜・花きなど多彩な農業が営まれ、福田漁港などからの水産資源もあり、都市部と農村部が均衡の取れた発展をしている。

② 磐田市を流れる河川と過去の災害

当市西側と浜松市の間には長野県の諏訪湖を源流とする 1 級河川为天竜川が流れて遠州灘(太平洋)に注いでいる。一方東側は、周智郡森町を源流とする 2 級河川の太田川が流れており、太田川は敷地川、仿僧川などと合流して福田地区で遠州灘(太平洋)に注いでいる。本市では、昭和 49 年 7 月 7 日の台風 8 号及び梅雨前線による集中豪雨(七夕豪雨)により堤防が決壊し、多くの被害が発生した。このほか天竜川水系の一雲斉川、太田川水系の仿僧川、今之浦川、磐田久保川を中心とする市内中小河川や都市下水路は、宅地開発や流域の都市化による流量が増加している。そのため、台風や集中豪雨時に低地部において内水氾濫による浸水被害がしばしば発生している。

③ 磐田商工会議所と磐田市商工会の区分

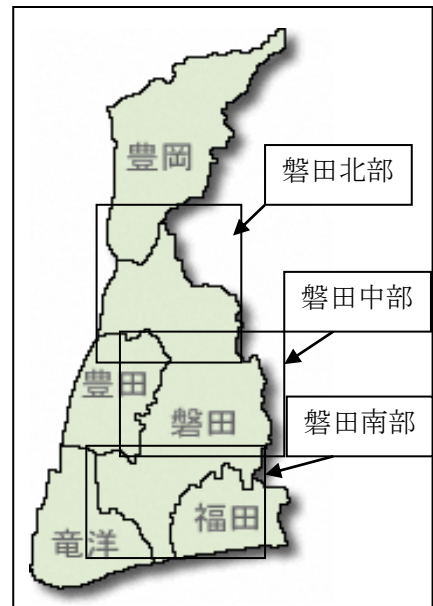
磐田市は、平成 17 年に 1 市 3 町 1 村(旧磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村)の合併により新市として誕生した。旧磐田市には従前より磐田商工会議所が存在しており、現在も旧磐田市を管轄地域としている。一方磐田市商工会は、平成 21 年に 3 町 1 村の 4 商工会(福田町商工会、竜洋町商工会、豊田町商工会、豊岡村商工会)が合併して誕生し、磐田市の中の旧磐田市以外を管轄地域としている。以下旧磐田市を磐田地区、旧福田町を福田地区、旧竜洋町を竜洋地区、旧豊田町を豊田地区、旧豊岡村を豊岡地区という。



(地震)

文部科学省に設置された地震調査研究推進本部の発表によると、地震規模M8～M9クラスの地震発生確率は30年以内に70%～80%となっている。静岡県地理情報システム(GIS)の第4次地震被害想定は以下のとおりである。

- 地震による揺れの強さは、袋井市に隣接している磐田中部地区の東側、福田地区、竜洋地区で震度7の激震部分が多くなっており、それ以外の箇所も震度6強の烈震が予測されている。
- 地震によって発生する津波による浸水被害は、遠州灘に面した福田地区、竜洋地区の海岸部で最大浸水深が5.0m～10.0m、内陸部に進むにしたがって浸水深は浅くなり、国道150号線南500m～1Km付近まで最大浸水深が0.01m～1.0mの場所が広がっている。さらに、太田川の両岸では河口から4Km上流にさかのぼった地点まで浸水域が広がっている。
- 揺れによる地盤の液状化の危険性が大及び中の箇所は磐田中部地区、福田地区、竜洋地区に多く、豊田地区の一部にもある。



(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間の豊岡地区から磐田北部地区一帯は地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。また豊田地区にも同様の箇所が特定されている。

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、天竜川水系と太田川水系で洪水による浸水被害予測が出されている。1級河川の天竜川は県下最大の河川であり土砂生産が活発な河川である。2級河川の太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いいため、堤防が決壊すれば甚大な被害が発生する。太田川水系の仿僧川等の市内中小河川は勾配が緩く、河川水位の上昇による排水不良を引き起こし、内水氾濫による浸水被害が予測されている。河川ごとの想定される最大雨量と浸水時の最大水深、該当する地域は磐田市ホームページ(洪水ハザードマップ)にて参照。

(https://www.city.iwata.shizuoka.jp/bousai_anzen/bousai/ooame_sonae/1008397.html)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延が発生する場合、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

① 磐田市内の産業構造の推移

- 当市には、ヤマハ発動機(株)本社があり、隣接する浜松市にはスズキ(株)本社があることから自動車関連のものづくり産業が集中している。また、豊岡地区には静岡県が進める県西部地域フォトンバレー構想の中核をなす浜松ホトニクス(株)最大の生産拠点がある。
- 管内中小企業者数は、平成30年で3,097社と、10年前と比較し381社減少した。一方で小規模事業者数は、2,905社で10年前より150社増えている状況である。
- 磐田商工会議所管内では、情報サービス関係の企業数の増加が見られる。そして、同商工会議所管内の小規模事業者が、製造・小売・サービス業関係の地域経済を下支えしている。
- 磐田市商工会管内では、建設業・製造業・サービス業の小規模事業者の割合が多い。小売業においては、事業主の高齢化もあり廃業する小規模事業者が多い。
- 新型コロナウイルス感染症拡大による経済環境の悪化が、地域の商工業者の事業基盤を弱体化させ

ることが懸念されており、その対策が緊急かつ最大の課題になっている。

- ・磐田市内の平成26年と平成28年の事業所数、従業者数、1事業所当たりの従業者数の比較は下表のとおりである。

◆磐田市内の産業構造の推移(平成28年経済センサスより)

	平成26年			平成28年					
	事業所数	従業者数(人)	1事業所当たりの従業者数	事業所数		従業者数(人)		1事業所当たりの従業者数	
					増減		増減		増減
総数	6,796	83,312	12.3	6,509	-287	83,433	121	12.8	0.6
建設業	720	3,377	4.7	688	-32	3,248	-129	4.7	0.0
製造業	1,154	37,974	32.9	1,085	-69	37,503	-471	34.6	1.7
卸売業、小売業	1,584	11,584	7.3	1,557	-27	11,763	179	7.6	0.2
宿泊業、飲食サービス業	680	5,427	8.0	624	-56	4,996	-431	8.0	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	583	2,538	4.4	577	-6	2,669	131	4.6	0.3
その他	2,075	22,412	10.8	1,978	-97	23,254	842	11.8	1.0
第1次産業	27	236	8.7	31	4	335	99	10.8	2.1
第2次産業	1,885	41,388	22.0	1,783	-102	40,802	-586	22.9	0.9
第3次産業	4,884	41,688	8.5	4,695	-189	42,296	608	9.0	0.5

(3)これまでの取組

1)磐田市の取組

①第2次磐田市総合計画による防災・減災に関する各種施策の推進

平成29年度を初年度とする平成29年度から令和8年度までの第2次磐田市総合計画を策定し、令和3年度までの前期基本計画において、防災・消防・安全安心分野で以下の3つの基本政策を掲げている。

- (a)危機管理・防災対策の推進
- (b)消防・救急体制の充実
- (c)市民生活の安全・安心の確保

事業継続力強化支援という観点では、(a)の危機管理・防災対策の推進の中で謳われた、危機管理体制の強化、地域防災力の向上、風水害対策の推進、大規模地震・津波対策の推進、建築物などの耐震化の促進、原子力防災対策の推進等の施策に大きな関りがある。そして、各施策の内容とそれに基づく実施計画事業を定めており、以下を重点事業としている。

- i 地域防災力の向上
 - 訓練等を通じた防災意識の向上や自主防災組織への支援、消防団の組織体制の整備等
- ii 海岸堤防整備
 - 静岡県第4次地震被害想定レベル2の津波に対応した海岸堤防整備
- iii 家庭の防災対策支援
 - 住宅の耐震化や家具の転倒防止、耐震シェルターの設置推進
- iv 新たな消防庁舎施設整備計画の策定、推進
 - 消防庁舎施設整備計画の策定、推進など総合的な消防体制の整備
- v 防犯パトロールなどの地域防犯活動支援
- vi 子供や高齢者を交通事故から守る
- vii 消費生活センターの機能の強化・充実

②「いわたホットライン」による災害情報等の発信

風水害や地震などの防災情報(緊急災害情報)や土砂災害・河川水位情報の他にも、火災情報や防犯情報、健康福祉情報等々のさまざまな行政情報を携帯電話やパソコンにメール配信するサービ

ス「いわたホッとライン」を運用している。

③防災訓練の実施

自分と家族の命は自ら守る「自助」と地域の皆で助け合い支え合う「共助」を高めることを目標に、自主防災会を中心として、地域住民が主体的に避難所を立上げ、運営を訓練する場として毎年実施している。

④磐田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、実施する措置の基本的な事項を示す市の行動計画を策定した。

2) 磐田商工会議所の取組

①事業者に対する BCP に関する国の施策の周知

「小規模事業者に対して災害発生時への備えの必要性を認識・理解して貰うため、国の『BCP 策定のためのヒント』の小冊子を配布した。」また、巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配布・周知を行うと同時に当所ホームページにおいて、BCP の必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。さらに、当所役員・議員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきた。

②事業者向け BCP 策定セミナーの開催及び BCP 策定支援

磐田商工会議所では、これまでに会員事業者向けの BCP 策定セミナーを通算 5 回実施してきた。関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理や BCP 策定セミナーに関して管内事業者への周知も行っている。商工会議所は、新たに減災・防災に取り組む管内事業者に対して専門家派遣を実施し、3 社の BCP 策定を支援してきた。

③損害保険についての情報提供

日本商工会議所では、各損害保険会社と業務提携して制度運営・普及の促進と合わせ(1) 中小企業 PL 保険制度、(2) 全国商工会議所 PL 団体保険制度、(3) 全国商工会議所中小企業海外 PL 保険制度、(4) 情報漏えい賠償責任保険制度、(5) 業務災害補償プラン、(6) 休業補償プランについての情報提供を行っている。

④管内事業者の「事業継続力強化計画」の認定支援

「事業継続力強化計画」は、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度であり、認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられる。本制度での認定を希望する事業者への支援を行っている。

⑤防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄

飲料水、携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、拡声器、笛、軍手、車載スマホ充電器、コンロ、スコップ、各種工具、マスク、タオル、ライター、非常食、ゴミ袋などを備蓄している。

⑥感染症対策「経営相談窓口」の開設

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた事業者に対する相談窓口を開設している。

3) 磐田市商工会の取組

①事業者に対する BCP に関する国の施策の周知

小規模事業者に対して災害発生時への備えの必要性を認識・理解して貰うため、国の『BCP 策定のためのヒント』の小冊子を配布した。また、巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配布・周知を行うと同時に当会ホームページにおいて、BCP の必要性や施策活用に関する情報発信を

行ってきた。さらに、当会役員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきた。

②事業者向け BCP 策定セミナーの開催及び BCP 策定支援

磐田市商工会では3回の実施に留まっており、主に関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理や BCP 策定セミナーに関して管内事業者への周知を行っている。商工会は新たに減災・防災に取り組む管内事業者に対して専門家派遣を実施し、2社の BCP 策定を支援してきた。

③損害保険についての情報提供

全国商工会連合会では火災共済、火災保険、地震保険等の情報提供を行い、小規模事業者の火災や地震などのリスクヘッジ対策を促進している。

④管内事業者の「事業継続力強化計画」の認定支援

「事業継続力強化計画」は、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度であり、認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられる。本制度での認定を希望する事業者への支援を行っている。

⑤防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄

飲料水、携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、拡声器、笛、軍手、車載スマホ充電器、コンロ、スコップ、各種工具、マスク、タオル、ライター、非常食、ゴミ袋などをそれぞれ備蓄している。

⑥感染症対策「経営相談窓口」の開設

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた事業者に対する相談窓口を開設している。

II 課題

磐田商工会議所並びに磐田市商工会において、以下の BCP に係る課題がある。

①事業者 BCP の策定が進んでいない

管内事業所のうち、既に BCP を策定している会員事業者は、磐田商工会議所が 11 社、磐田市商工会が 10 社である。業種では製造業者、建設業者、運輸業者などであり一部に限られている。また規模別では、小規模事業者はほとんど策定していないのが現状である。

②策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業所 BCP 策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ外部専門家や損害保険会社等との連携をし、四半期に1度勉強会を行う。

③小規模事業者向けの策定ツールの活用不足

国をはじめ関係機関等から事業者 BCP の策定ガイドラインやフォーム等が提供されている。しかし、小規模事業者にとってハードルが高いとの意見が事業者・支援者双方からある。そのため静岡県からは、静岡県版 BCP や業種別の簡易版の BCP 作成フォームが提供されているが十分に活用されていない。

④応急対策に関する市と商工団体の連携体制が整っていない

磐田市、磐田商工会議所、磐田市商工会の業務継続計画に従って、事前対策や応急対策を行うことになっているが、3者の連携・協力体制が具体化されていない。

⑤感染症対策が進んでいない

地区内事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りはできているが、感染症対策 BCP の策定は進んでいない。新型インフルエンザや新型コロナウイルス

ルスの感染拡大に備えるマスクや消毒液等の衛生品の備蓄の推進、リスクファイナンス対策として保険の周知を図る取組が必要である。

Ⅲ 目標

上記の課題①～⑤を踏まえて下記の目標を設定する。

- 【目標 1】 地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 【目標 2】 専門知識やノウハウを持つ外部専門家や損害保険会社等などの講師を招き、職員に対して4半期に1回の勉強会を行う予定。また、日本商工会議所や静岡県商工会議所連合会や静岡県商工会連合会主催のセミナーに積極的に参加をし、専門知識の習得に務める。
- 【目標 3】 静岡県版 BCP や業種別の簡易版の BCP 作成フォームを巡回時やセミナー開催時に参加者に配布し、周知を行う。
- 【目標 4】 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、磐田市と磐田商工会議所及び磐田市商工会の間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- 【目標 5】 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。感染症については「発生」というタイミングがないため、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておく。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

<1 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・磐田市広報や商工会議所・商工会のホームページ等において、国や県の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組みの推進、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策等を紹介する。
- ・自然災害に伴うリスクは、建物等の損害、休業に伴う損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産等多岐にわたる。これらのリスクを軽減するための取組や対策を、説明・提案する。

◆商工会議所・商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

財産のリスク	○火災・自然災害、地震等に伴う建物・什器の損害補償
休業のリスク	○事業主・従業員の休業所得補償 ○災害に伴う営業損失補償
経営のリスク	○取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え ○事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え ○廃業・退職後の生活資金積立 ○従業員の退職金積立
自動車のリスク	○自動車運行に伴う事故の賠償補償
賠償責任のリスク	○製造者責任(PL)・情報漏えい等に関する賠償保障
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償

2) 磐田商工会議所、磐田市商工会自身の事業継続計画の作成

磐田商工会議所は平成 21 年 5 月に「事業継続計画・震災時対応マニュアル」の初版を策定し、平成 24 年 9 月に改訂版を策定した。そして、現在も改訂版を作成中である。一方、磐田市商工会は現在策定中である。

3) 関係団体等との連携

(磐田商工会議所)

- ・静岡県商工会議所連合会や近隣の浜松商工会議所、袋井商工会議所、掛川商工会議所と情報交換及び調整を図る。
- ・静岡県信用保証協会や静岡県 BCP コンサルティング協同組合と連携し、事業継続力強化計画をはじめとする事業者 BCP (即時に取組可能な簡易的なもの含む) の策定支援を実施する。

(磐田市商工会)

- ・静岡県商工会連合会、中東遠地区商工会との情報交換及び調整を図るほか、全国商工会連合会と連携協定を結ぶ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共同開催を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認。
- ・BCP 作成事業所に対して年 1 回取組状況を確認し、必要に応じて経営指導員や専門家による見直しを推進する。

5) 訓練の実施

- ・総合防災訓練 (実施：磐田市) に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ磐田市との連絡ルートを確認する。

<2 発災後の対策>

自然災害等の発災時には人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

応急対策を①緊急相談窓口の設置・相談業務、②被害調査・経営課題の把握業務、③復興支援策を活用するための支援業務とする。応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、商工会議所と商工会の一方、もしくは両方がこれらを確保できない状況に陥ることも想定される。そこで、まずは磐田市、磐田商工会議所、磐田市商工会で応

急対策実施の可否を確認するための実行性のある仕組みを令和3年度中に整備する。

◆各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
磐田市	○職員：発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
磐田商工会議所	○職員：発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 ○正副会頭：3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 ○常議員・議員：1日以内に電話にて確認 ○会員：2日以内に地区毎の会員安否を確認
磐田市商工会	○職員：発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 ○正副会長：3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 ○理事：1日以内に携帯電話にて確認 ○会員：2日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて3者で実施する応急対策の方針を決定する。想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

◆被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されて確認ができない。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

◆被害情報等の共有間隔期間

被災後～1週間以内	1日に4回共有する
2週間以内	1日に2回共有する
1月以内	1日に1回共有する
1カ月超	2日に1回共有する

- ・感染症流行の場合は、磐田市において設置される対策本部で取りまとめた「感染症対策に対する基本方針と感染予防対策」等を踏まえ、事業者がどのような情報を必要としているかの把握に努める。

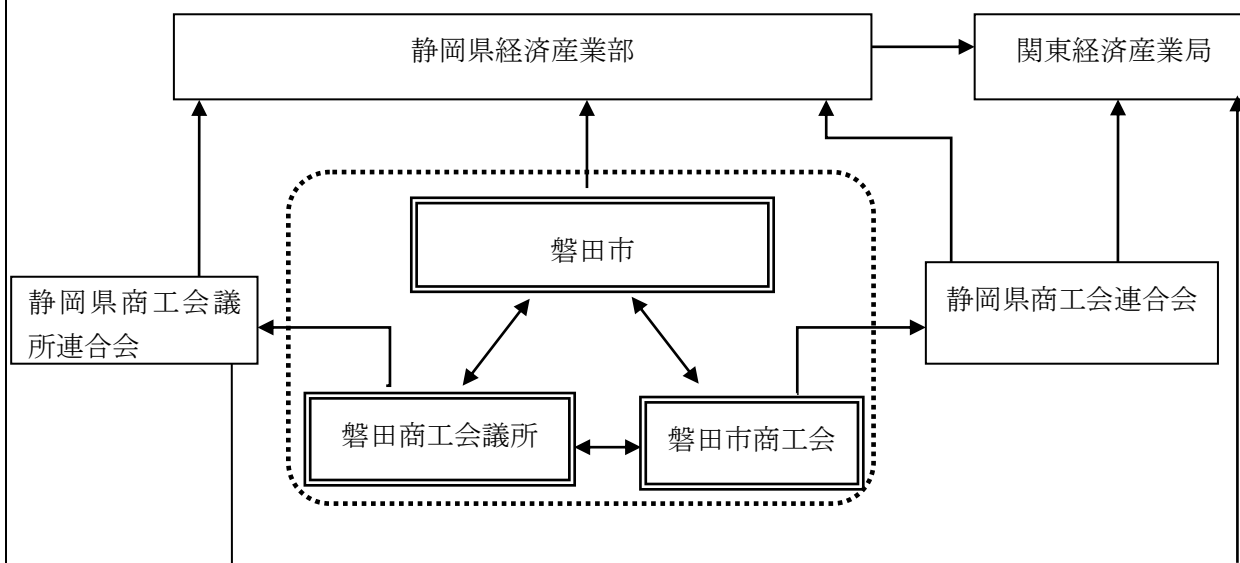
<3 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・磐田商工会議所と磐田市商工会及び磐田市が共有した情報を、県の指定する方法にて県へ速やかに報告する。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる実行性のある仕組みを令和3年度中に構築する。体制図は次のとおりである。



2) 被害の確認方法・被害額の算定方法

磐田商工会議所と磐田市商工会及び磐田市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、以下のようにあらかじめ確認しておく。

①被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、3者で共通で用いるものとする。

②被害額の算定の対象

市防災地域計画に基づき、商工会議所、商工会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

○非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、市災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

○商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

③被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP 運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に必要な試算の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとし、具体的には次のとおりとする。

◆算定すべき 被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準	市への報告
非住家被害	全壊	基本的機能を喪失したもの。延べ床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な撤去費と再調達価格を求める	○
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの	事業の復旧に必要な修繕費を求める。 事業の復旧に直接関係しない経費は除く	○
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損 窓ガラス破損程度は除く		
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水		
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したもの		
商工被害	商品・製品・仕掛品・原材料	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの	仕入 原価 ・ 製造原価を	○
	構築物・車両・機械装置	修繕 又は 再調達 せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な撤去費と再調達価格を求める	○

※被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。

<4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、磐田市と相談する。（磐田商工会議所と磐田市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況を各地区の代表・担当者を通じてLINEで確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、巡回訪問のほか、ホームページや説明会等により地区内小規模事業者等へチラシやタブレットを活用して周知する。
- ・感染症流行時に相談窓口を設置する。

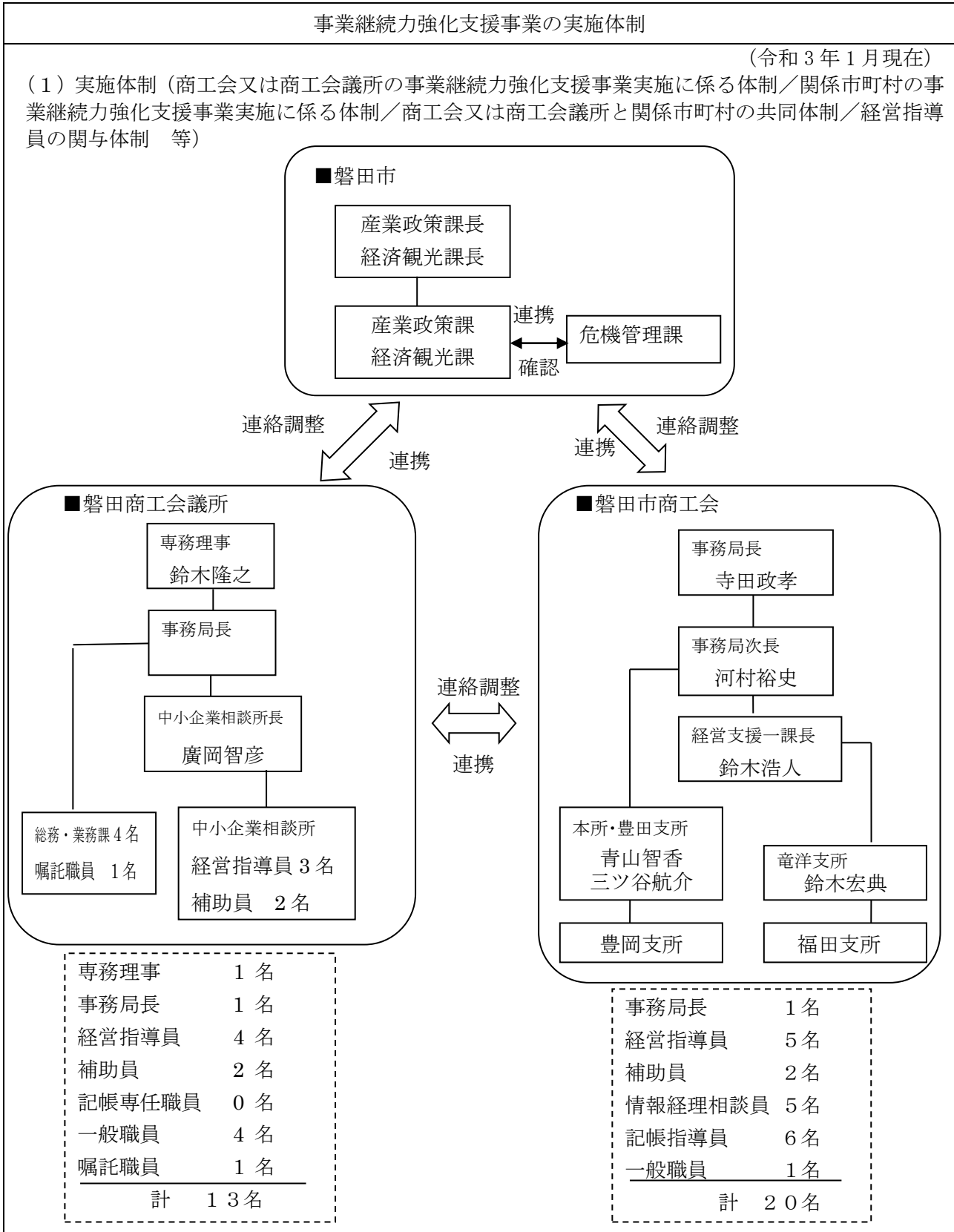
<5 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・静岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を静岡県や静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会に相談する。

※ その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先(連絡先は後述(3)①参照)

■磐田商工会議所 法定経営指導員 廣岡智彦
法定経営指導員 今泉佳代
法定経営指導員 山本哲也
法定経営指導員 高橋圭子
法定経営指導員 小池泰介

■磐田市商工会 法定経営指導員 河村裕史(本所)
法定経営指導員 鈴木浩人(本所)
法定経営指導員 青山智香(本所)
法定経営指導員 鈴木宏典(竜洋支所)
法定経営指導員 三ツ谷航介(豊田支所)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等 フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

■磐田商工会議所 中小企業相談所

〒438-0078 静岡県磐田市中泉 281-1

[TEL] 0538-32-2261 [FAX] 0538-32-2264 [E-mail] iwata@iwata-cci.or.jp

■磐田市商工会

(本所・豊田支所)

〒438-0833 静岡県磐田市弥藤太島 515-1

[TEL] 0538-36-9600 [FAX] 0538-35-4859 [E-mail] info@sci-iwata.or.jp

(福田支所)

〒437-1203 静岡県磐田市福田 1548-1

[TEL] 0538-58-0101 [FAX] 0538-58-0103

(竜洋支所)

〒438-0204 静岡県磐田市岡 729-1

[TEL] 0538-66-2524 [FAX] 0538-66-4731

(豊岡支所)

〒438-0113 静岡県磐田市新開 144-5

[TEL] 0539-62-2266 [FAX] 0539-62-4592

②関係市町村

磐田市役所 〒438-0077 静岡県磐田市国府台 3-1

産業部産業政策課

[TEL] 0538-37-4904 [FAX] 0538-37-5013 [E-mail] sangyo@city.iwata.lg.jp

産業部経済観光課

[TEL] 0538-37-4819 [FAX] 0538-37-5013 [E-mail] shoko@city.iwata.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	500	300	450	350	450
・ 専門家派遣費	150	150	200	200	200
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ作製費	50	0	50	0	50
・ 防災、感染症対策費	150	0	50	0	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、磐田市補助金、静岡県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
1. 静岡県BCPコンサルティング協同組合 静岡市清水区西国久保 283-2 理事長 高橋義久
連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者のBCP策定支援 ② 公的支援施策の周知
連携して事業を実施する者の役割
① BCP策定に関する専門家個別相談 ② 小規模事業者役に役立つ施策等の最新情報の提供
連携体制図等